

第31号議案

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例及び芦屋市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例及び芦屋市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月27日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

芦屋市いじめ問題対策審議会及び芦屋市いじめ問題調査委員会に専門部会を置くこ
とができる規定を設けるとともに、当該専門部会の委員が調査審議等を行った場合の報
酬に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例及び芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正)

第 1 条 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 26 年芦屋市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(会議) 第 12 条 (略)</p> <p><u>(専門部会)</u></p> <p><u>第 12 条の 2 第 10 条第 2 号に規定する事項の調査審議を行うため、審議会に専門部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の専門部会は、会長の指名する委員及び特別委員をもって組織する。</u></p> <p><u>3 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会の委員の互選により定める。</u></p> <p>(庶務) 第 13 条 (略)</p> <p>(任期)</p>	<p>(会議) 第 12 条 (略)</p> <p>(庶務) 第 13 条 (略)</p> <p>(任期)</p>

改正後	改正前
第18条 (略) <u>(専門部会)</u> <u>第18条の2 第16条に規定する調査審議を行うため、調査委員会に専門部会を置くことができる。</u> <u>2 前項の専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。</u> <u>3 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会の委員の互選により定める。</u> (準用)	第18条 (略) (準用) 第19条 (略)
第19条 (略)	第19条 (略)

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
区分	支給単位	報酬額(円)	旅費の額		区分	支給単位	報酬額(円)	旅費の額	
芦屋市教育委員会～芦屋市いじめ問題対策連絡協議会	(略)	(略)	(略)		芦屋市教育委員会～芦屋市いじめ問題対策連絡協議会	(略)	(略)	(略)	

改正後				改正前			
芦屋市いじめ問題対策審議会	会長	日額	13,500 (略) ただし、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成26年芦屋市条例第33号)第12条の2に規定する専門部会において調査審議を行つた場合は、日額80,000円を超えない範囲内で市長が別に定める額	芦屋市いじめ問題対策審議会	会長	日額	13,500 (略)
	委員	日額	11,200 ただし、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第12条の2に規定する専門部会において調査審議を行つた場合は、日額80,000円を超えない範囲内で市長が別に定める額		委員	日額	11,200
芦屋市いじめ問題調査委員会	委員長	日額	13,500 ただし、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第18条の2に規定する専門部会において調査審議を行つた場合は、日額80,000円を超えない範囲内で市長が別に定める額	芦屋市いじめ問題調査委員会	委員長	日額	13,500

改正後					改正前				
	委員	日額	11,200 ただし、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第18条の2に規定する専門部会において調査審議を行つた場合は、日額80,000円を超えない範囲内で市長が別に定める額			委員	日額	11,200	
芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会～その他の特別職の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会～その他の特別職の職員	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）別表中芦屋市いじめ問題対策審議会の会長及び委員の報酬額の規定については、令和4年9月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年9月20日からこの条例の公布の日までの間、改正前の芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第10条第2号に関する事項に係る調査審議については、改正後の芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第12条の2に規定する専門部会における調査審議とみなして改正後の報酬条例の規定を適用する。

(報酬の内払)

- 3 前2項の規定により改正後の報酬条例の規定を適用する場合において、改正前の芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給された報酬は、改正後の報酬条例の規定による報酬の内払とみなす。

参 照

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例及び芦屋市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市いじめ問題対策審議会及び芦屋市いじめ問題調査委員会に専門部会を置くことができる規定を設けるとともに、当該専門部会の委員が調査審議等を行った場合の報酬に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正（第1条関係）

ア 芦屋市いじめ問題対策審議会に関し、次の規定を新たに設ける。

（第12条の2）

(ア) 重大事態（※）に係る事実関係に関する事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

(イ) 専門部会は、会長の指名する委員及び特別委員をもって組織する。

(ウ) 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会の委員の互選により定める。

イ 芦屋市いじめ問題調査委員会に関し、次の規定を新たに設ける。

（第18条の2）

(ア) 重大事態（※）に係る事実関係を明確にするための調査の結果について調査審議するため、専門部会を置くことができる。

(イ) 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

(ウ) 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会の委員の互選により定める。

(※) 重大事態 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合又はいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

- (2) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）

芦屋市いじめ問題対策審議会及び芦屋市いじめ問題調査委員会の委員等の報酬を次のとおり改める。（別表）

区分		支給単位	改正案	現行
芦屋市 いじめ 問題対 策審議 会	会長	日額	13,500円 <u>ただし、専門部会において 調査審議を行った場合は、 日額80,000円を超えない範 囲内で市長が別に定める額</u>	13,500円
	委員	日額	11,200円 <u>ただし、専門部会において 調査審議を行った場合は、 日額80,000円を超えない範 囲内で市長が別に定める額</u>	11,200円
芦屋市 いじめ 問題調 査委員 会	委員長	日額	13,500円 <u>ただし、専門部会において 調査審議を行った場合は、 日額80,000円を超えない範 囲内で市長が別に定める額</u>	13,500円
	委員	日額	11,200円 <u>ただし、専門部会において 調査審議を行った場合は、 日額80,000円を超えない範 囲内で市長が別に定める額</u>	11,200円

3 施行期日

- (1) 公布の日
- (2) 2(2)の芦屋市いじめ問題対策審議会の会長及び委員の報酬の規定については、令和4年9月20日から適用する。
- (3) 令和4年9月20日からこの条例の公布日までの間、重大事態に係る事実関係に関する調査審議については、改正後の芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例に規定する専門部会における調査審議とみなして改正後の報酬に係る規定を適用する。
- (4) (2)及び(3)により改正後の報酬に係る規定を適用する場合において、改正前の規定により支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

市長が別に定める報酬額について

芦屋市いじめ問題対策審議会及び芦屋市いじめ問題調査委員会の専門部会は、ともにいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係を調査審議するために設置する。緊急性の高い深刻ないじめ事案の事実関係を明確にするため、質問票の使用や聴き取りを行い、調査審議には長時間を要する特殊性がある。

よって、日額の上限を8万円と定め、次の区分に従い報酬額を算定することとする。

	区分	報酬額（円）	経過措置のみなし規定に該当する調査審議に係る支払予定額（円）
1	会議の出席	（日額） 部会長 13,500円 委員 11,200円	—
2	聴き取り 資料、報告書作成	（15分当たり） 2,500円 15分未満の端数が生じた場合は切り捨てる。	3,438,400円

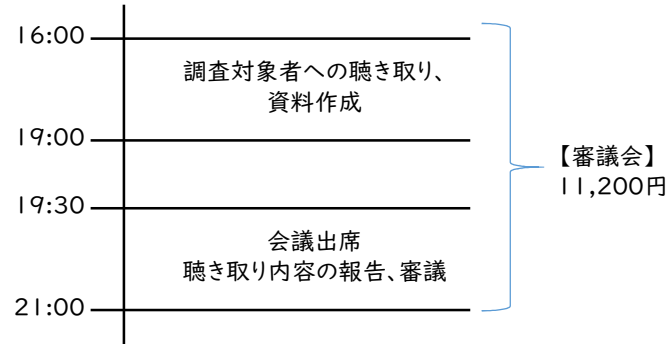
※1と2の合計額が8万円以下であること。

報酬改正の例

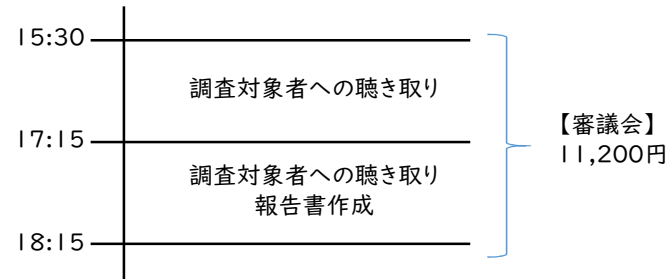
現行

※重大事態もすべて審議会で調査審議を行う

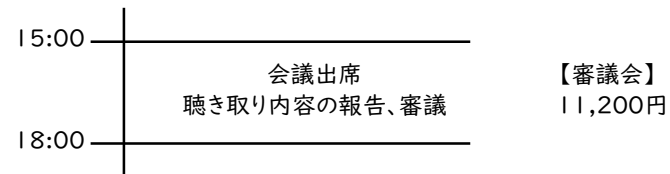
【例1】



【例2】



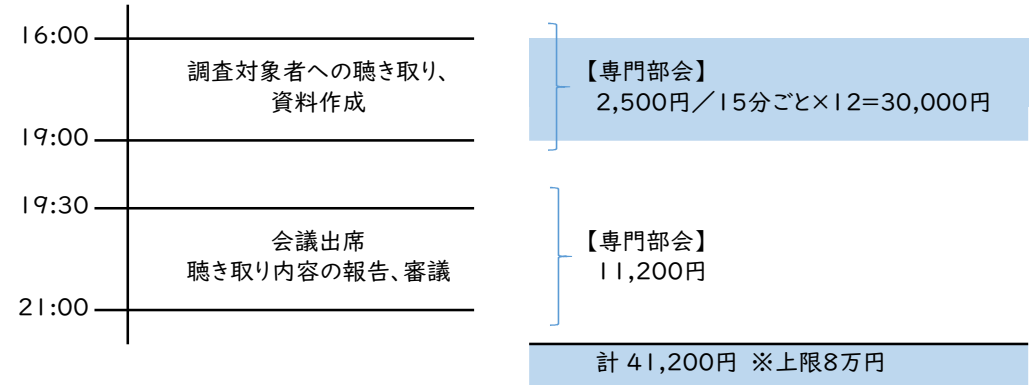
【例3】



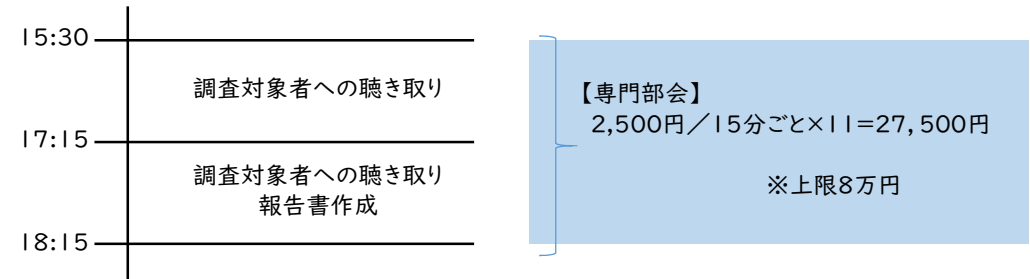
改正案

※重大事態については専門部会を設置し、調査審議を行うことができる
専門部会を設置して調査審議を行った場合の報酬は次のとおり

【例1】



【例2】



【例3】

